

ICT に対してシンガポールの新要件について

2021 年 1 月

One Asia Lawyers シンガポール事務所

1、イントロダクション

シンガポール労務所（Ministry of Manpower、MOM）は、企業内転勤ビザ（Intra-Corporate Transferee、ICT）の申請に対する新たな要件を明らかにしました。この新要件によれば、①ICT の家族員は帯同できず、②ICT ビザ期限が終了した場合、シンガポールにおいて就労すること、シンガポールの永住権（Permanent Residency、PR）を申請することもできなくなるため、ICT を申請する際、日本企業は注意が必要となります。



2、概要

シンガポール法上、外国人従業員のビザ（Employment Pass、EP）の申請は雇用者の責任となっており、MOM の平等検討体制（Fair Consideration Framework、FCF）によれば、外国人従業員を EP で採用する前、必ず、求人広告を掲載してから採用を検討する必要があります¹。

但し、ICT で EP を申請する際は、この要件が免除されています²。これが大きなメリットとして、日本企業を含む外国企業はこの ICT を申し込むことが多かったのが現状です。

しかし、2020 年 11 月より、MOM は、ICT の EP 申請要件を新たな要件を追加しました。EP 申請書自体に加えて、ICT 本人よりの申告書も提出する必要があるところ³、当該申告書⁴に申請人の情報を記入すると、下記 2 つの要件が示されるようになりました。

- a. 国とシンガポールとの既存自由貿易協定に帯同家族への在留権利が記載してある場合以外に、家族はシンガポールでの在留資格（Dependent's Pass、Long-term Visit Pass など）が認められないこと、及び

¹ <https://www.mom.gov.sg/employment-practices/fair-consideration-framework>

² <https://www.mom.gov.sg/faq/fair-consideration-framework/can-a-job-be-exempted-from-the-advertising-requirement-if-it-will-be-filled-by-an-intra-corporate-transferee-ict>

³ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=0cc74909-70a7-4fd6-80c3-6ddb128475e1>

⁴ <https://www.mom.gov.sg/-/media/mom/documents/services-forms/passes/declaration-to-work-in-singapore-as-overseas-intracorporate-transferee.pdf>

- b. ICT 本人の在留資格は一時的であり、ICT の期限終了後はシンガポールには勤務できず、PR 申請する資格もないこと

日本とシンガポールにおける自由貿易協定には、日・シンガポール新時代経済連携協定 (JSEPA) ⁵および日・ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP) ⁶があります。しかし、上記の2つの協定にも、ICT の家族の在留権利については記載してありません。従って、上記の2つの協定を利用しても、日本 ICT は家族員をシンガポールへ帯同することができません。

3、まとめ

上述の通り、ICT の EP を申請すれば、FCF の要件から免除されることができ、求人広告などの要件を避けることができます。但し、上記の新要件の追加によって、ICT として配属する際に家族を帯同させることができなくなり、家族員の在留資格も求める場合に、一般の EP を申請する必要があることとなります。

なお、上記新要件の追加について MOM からの明確な公式発表がないところ、MOM からの聞き取り調査によれば、上記規制の変更の可能性があることが明らかにされました。このため、今後、ICT の取扱いについて日本企業はその動向について慎重に確認する必要があると言えます。

以 上

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal

⁵ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/index.html>

⁶ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/ajcep_k.html